

令和7年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、物価・エネルギー価格の高騰等の影響を受けている市民及び事業者による生活コスト又はランニングコストの削減に資する取組を支援するとともに、CO₂排出量削減によるカーボンニュートラルの加速化を図るため、省エネルギー化を目的とした高効率設備の設置を行う者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、有限会社及び個人事業主をいう。
- (2) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。
- (3) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。
- (4) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。
- (5) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (6) 協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人、企業等、社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人又は協同組合その他市長が特に認める者
- (2) 市税を滞納していない者

(3) 次条に規定する補助対象事業について、国、県等から他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がない者

(4) 第11条第1項の規定による補助金の実績報告の時点（以下「実績報告時」という。）において、次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 本市に住所を有する者であって、その者の居住する専用住宅又は併用住宅（これらに附属する車庫、物置等を含む。）（以下これらを「住宅等」という。）に別表に定める補助対象設備（以下「補助対象設備」という。）の設置を行うもの（以下「住宅等用導入者」という。）

イ 市内にある事業の用に供する建築物（自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物（第三者に貸し出すことを目的とする建築物を含む。）又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約により借り受けている建築物で、その所有者から補助対象設備の設置を行うことについて同意を得ている建築物に限る。）（以下これらを「事業所等」という。）に補助対象設備の設置を行うもの（個人であるか団体であるかを問わない。以下「事業所等用導入者」という。）

ウ 市内にある住宅等又は事業所等に設置するための補助対象設備を当該住宅等又は事業所等の所有者又は使用者（前3号のいずれにも該当する者に限る。）に対してリースする事業者（以下「リース事業者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者は、補助対象者とししない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内の住宅等又は事業所等において補助対象設備の設置を市内に所在する他の事業者（当該補助対象者と資本関係（一方が他方の株式を所有し、又は一方が他方に出資している関係をいう。）がない者に限る。）に委託等して実施する事業

(2) 市内の住宅等又は事業所等に設置するための補助対象設備をリースするために当該補助対象設備を設置する（市内に所在する事業者から補助対象設備を購入し、かつ、市内に所在する事業者がその設置工事及び保守を行うものに限る。）事業

- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年度山形市省エネルギー高効率設備導入支援事業費補助金交付要綱（令和6年6月26日施行）又は山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱（令和7年3月24日施行）に基づき、補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した住宅等又は事業所等に補助対象設備を設置する事業は、補助対象事業としない。

（補助対象経費、補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別表第1に定める経費とし、補助金の額は、補助対象経費の額に別表に定める補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と同表に定める補助上限額のいずれか低い額とする。

- 2 補助金の交付の申請は、1補助対象者につき補助対象設備1種類に限り、1機器（高効率照明機器を除く。）を限度とする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ事前協議書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、事前協議書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象設備の設置を行う前の状況の写真
- (2) 既設設備の品番及び性能を確認することができる書類（製品ラベルの写真やカタログ等）（更新の場合に限る。）
- (3) 補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類
- (4) 省CO₂効果を証明する書類
- (5) 補助対象設備の設置場所が分かる平面図（併用住宅に補助対象設備を設置する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 3 事前協議書の受付期間は、令和7年10月14日から同年10月31日までとする。

（協議結果の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付予定通知書（別記様式第2号）により、当該事前協議書の提出を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項に定める受付期間内に補助金の交付予定額が予算額を超えた場合は、事前協議書の提出を行った者の中から抽選を行い、補助金の交付予定者を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による抽選から外れた者を対象に、繰上げ順位（予算の確保ができた場合に、補助金の交付の対象となる順位をいう。以下同じ。）を決定するものとする。

4 市長は、事前協議書の取下げ等により、補助金の交付に関し予算の確保ができた場合には、繰上げ順位の高い者から順次補助金の交付予定者を決定するものとする。

（交付申請）

第8条 規則第5条の規定にかかわらず、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助金交付予定者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、住宅等用導入者が補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1）誓約書兼同意書（別記様式第4号）

（2）補助対象経費の額が分かる書類（見積書等の写し）

（3）補助金の振込先の金融機関の通帳等の写し

（4）第6条第1項の規定による補助金の事前協議の時点（以下「事前協議時」という。）

から補助対象設備の内容に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類

（5）事前協議時から補助対象設備の設置予定場所に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の設置を行う前の状況の写真

（6）その他市長が必要と認める書類

3 第1項の場合において、事業所等導入者が補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書兼同意書
 - (2) 補助対象経費の額が分かる書類（見積書等の写し）
 - (3) 登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票）
 - (4) 補助金の振込先の金融機関の通帳等の写し
 - (5) 事前協議時から補助対象設備の内容に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類
 - (6) 事前協議時から補助対象設備の設置予定場所に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の設置を行う前の状況の写真
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 4 第1項の場合において、リース事業者が補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 誓約書兼同意書（申請者及び補助対象設備を設置する住宅等又は事業所等の所有者等の2通）
 - (2) 補助対象経費の額が分かる書類（見積書等の写し）
 - (3) 登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票）
 - (4) 補助対象設備を設置する事業所等を有する企業等の登記事項証明書（補助対象設備を設置する事業所等を有するものが個人の場合は、本人の住民票）（事業所等に補助対象設備を設置する場合に限る。）
 - (5) リース計算書等（補助金額相当額がリース料金から控除されることを確認することができる書類）
 - (6) 補助金の振込先の金融機関の通帳等の写し
 - (7) 事前協議時から補助対象設備の内容に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類
 - (8) 事前協議時から補助対象設備の設置予定場所に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の設置を行う前の状況の写真
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 5 補助金交付申請書の提出期限は、令和7年11月28日（前条第4項の規定により補助

金交付予定者となった者については、同年１２月２４日）とする。

（交付の決定）

第９条 市長は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、規則第６条第１項の規定に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

２ 規則第８条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記様式第５号）により行うものとする。

（事業計画変更等）

第１０条 規則第８条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定の日から補助対象事業が完了する日までの間において、補助対象経費の変更（２０％以内の減額及び２０％以内の増額で、かつ、補助金の額の増額を伴わない増額を除く。）若しくは補助対象設備の変更をしようとするときは当該変更に係る書類を添えて、又は補助対象事業を廃止しようとするときは速やかに、事業計画変更等申請書（別記様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、事業計画変更等申請書の提出があった場合において、その内容が補助対象経費又は補助対象設備の変更をしようとするものであるときは速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは事業計画変更承認通知書（別記様式第７号）により、その内容が補助対象事業を廃止しようとするものであるときは事業計画廃止承認通知書（別記様式第８号）により、それぞれ当該事業計画変更等申請書の提出を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条 規則第１３条の規定にかかわらず、交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（別記様式第９号）を市長に提出しなければならない。

２ 前項の場合において、住宅等用導入者及び事業所等用導入者が補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（１） 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類（領収書等の写し）（第８条第２項第２号又は第３項第２号に規定する補助対象経費の額が分かる書類（見積書等の

写し)の金額と異なる場合は、補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。)

(2) 補助対象設備の設置を行った後の状況及びその製品ラベル等の写真(製品ラベル等の写真の提出が困難な場合は、製品の納品書等の製品名や品番を確認することができる書類の写しの提出をもって代えることができる。)

(3) 第8条第1項の規定による補助金の交付申請の時点(以下「交付申請時」という。)から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類(変更後の見積書等の写し)(前条第1項の規定により補助対象事業の変更申請をしたものを除く。)

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の場合において、リース事業者が補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) リース契約書の写し(補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。)

(2) 市内に所在する事業者から補助対象設備を購入し、かつ、市内に所在する事業者がその設置工事及び保守を行ったことを確認することができる書類

(3) 補助対象設備の設置を行った後の状況及びその製品ラベル等の写真(製品ラベル等の写真の提出が困難な場合は、製品の納品書等の製品名や品番を確認することができる書類の写しの提出をもって代えることができる。)

(4) 交付申請時から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類(変更後の見積書等の写し)(前条第1項の規定により補助対象事業の変更申請をしたものを除く。)

(5) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、補助事業実績報告書の提出を行った者に対し、必要に応じて補助対象設備の設置工事等に関する書類の提示、現地調査等を求めることができる。

5 補助事業実績報告書の提出期限は、令和8年1月30日とする。

(額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金の額の確定について(通知)(別記様式第10号)により行うものとする。

る。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金の交付は、1 補助対象者につき 1 回（リース事業者にあつては、補助対象設備のリースを受ける住宅等又は事業所等の所有者又は使用者 1 人につき 1 回）を限度とする。

(補助対象設備の使用状況報告)

第 14 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象設備に関する状況について報告を求めることができる。

(財産処分の制限)

第 15 条 規則第 18 条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。

2 規則第 18 条第 2 号に規定する市長が指定するものは、この要綱による補助金の交付を受けて設置した補助対象設備とする。

3 規則第 18 条の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（別記様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の承認をする場合には、当該承認を受けようとする者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

(帳簿の備付け)

第 16 条 規則第 19 条に規定する関係書類は、前条第 1 項に規定する期間中整理保管しておかなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 30 日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

補助対象設備	(1) 高効率空調機器	住宅等	国実施要領別紙2の1に定める事業の要件及び2エ（ヌ）に定める交付要件を満たすものであること。	
		事業所等	国実施要領別紙2の1に定める事業の要件及び2ウ（チ）に定める交付要件を満たすものであること。	
	(2) 高効率照明機器	住宅等	国実施要領別紙2の1に定める事業の要件及び2エ（ヌ）に定める交付要件を満たすものであること。	
		事業所等	国実施要領別紙2の1に定める事業の要件及び2ウ（チ）に定める交付要件を満たすものであること。	
	(3) 高効率給湯機器	住宅等	国実施要領別紙2の1に定める事業の要件及び2エ（ヌ）に定める交付要件を満たすものであること。	
		事業所等	国実施要領別紙2の1に定める事業の要件及び2ウ（チ）に定める交付要件を満たすものであること。	
補助率	2分の1			
補助上限額	住宅等	(1) 高効率空調機器	12万円	
		うち、地中熱利用空調機器	20万円	
		(2) 高効率照明機器	4万円	
		(3) 高効率給湯機器	18万円	
	事業所等	各補助対象設備 50万円		

別記

様式第 1 号（第 6 条関係）

【住宅等用（リースを含む。）】

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

（申請者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	※リース事業者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※リース事業者以外の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

事前協議書

令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 補助金受給の確認	☐ 設備を設置しようとしている建築物は、過去に省エネ高効率設備に係る市の補助金を受給して設備を設置した建築物ではありません。 <u>※過去に補助金を受給して設備を設置した建築物に設置する場合、補助の対象になりません。</u>
2 設置の区分	☐ 自己所有 ☐ リース （ ☐ にチェックしてください。）
3 設備の設置場所 (リースの場合)	山形市 設置する住宅等の所有者（リース契約の相手方） 住所 氏名 電話番号
4 住宅の区分	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 (☐ にチェックしてください。)
5 設備の種別	☐ 高 効 率 空 調 機 器（上限額 1 2 万円） ☐ 地中熱利用空調機器（上限額 2 0 万円） ☐ 高 効 率 照 明 機 器（上限額 4 万円） ☐ 高 効 率 給 湯 機 器（上限額 1 8 万円） (☐ にチェックしてください。)
6 設置の種別	☐ 新規 ☐ 更新
7 補助金交付予定額	円

8 添付書類	提出の際は、添付書類を順番に並べて提出してください。 (1) 補助対象設備の設置を行う前の状況の写真 (2) 既設設備の品番及び性能を確認することができる書類（製品ラベルの写真やカタログ等）（更新の場合に限る。） (3) 補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類 (4) 省CO₂効果を証明する書類 (5) 補助対象設備の設置場所が分かる平面図（併用住宅に補助対象設備を設置する場合に限る。） (6) その他市長が必要と認める書類
---------------	--

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

（申請者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	
フリガナ 代表者職氏名	
電話番号	

事前協議書

令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 補助金を受給して いないことの確認	☐ 設備を設置しようとしている建築物は、過去に省エネ高効率設備に係 る市の補助金を受給して設備を設置した建築物ではありません。 ※過去に補助金を受給して設備を設置した建築物に設置する場合、補助の対象になりません。
2 設置の区分	☐ 自己所有 ☐ リース （ ☐ にチェックしてください。）
3 設備の設置場所 (リースの場合)	山形市 設置する事業所等の所有者（リース契約の相手方） 住所 氏名 電話番号
4 建築物の区分	☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 営業所 ☐ 倉庫 ☐ その他（ ） （ ☐ にチェックしてください。）
5 設備の種別	☐ 高 効 率 空 調 機 器（上限額 5 0 万円） ☐ 地中熱利用空調機器（上限額 5 0 万円） ☐ 高 効 率 照 明 機 器（上限額 5 0 万円） ☐ 高 効 率 給 湯 機 器（上限額 5 0 万円） （ ☐ にチェックしてください。）
6 設置の種別	☐ 新規 ☐ 更新
7 補助金交付予定額	円

8 添付書類	提出の際は、添付書類を順番に並べて提出してください。 (1) 補助対象設備の設置を行う前の状況の写真 (2) 既設設備の品番及び性能を確認することができる書類（製品ラベルの写真やカタログ等）（更新の場合に限る。） (3) 補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類 (4) 省CO₂効果を証明する書類 (5) 補助対象設備の設置場所が分かる平面図（併用住宅に補助対象設備を設置する場合に限る。） (6) その他市長が必要と認める書類
---------------	--

第 号
年 月 日

様

山形市長

補 助 金 交 付 予 定 通 知 書

年 月 日付けで事前協議のあった令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金については、下記のとおり交付予定としますので、令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

事前協議書受付日	年 月 日
補助金交付受付番号	
補助金交付予定額	円

備考 この通知は、補助金の交付予定を通知するものであり、交付の決定ではありません。正式な交付の決定は、これから提出していただく補助金交付申請書及びその添付書類を審査した上で行います。

（宛先）山 形 市 長

（申請者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	※リース事業者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※リース事業者以外の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

補助金交付申請書

令和7年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 設置の区分	☐ 自己所有 ☐ リース （□にチェックしてください。）
2 設備の設置場所 （リースの場合）	山形市 設置する住宅等の所有者（リース契約の相手方） 住所 氏名 電話番号
3 設置（納品）予定 年月日	年 月 日

4 設備の経費・補助金の額	設備の種別	☐ 高効率空調機器 ☐ 地中熱利用空調機器 ☐ 高効率照明機器 ☐ 高効率給湯機器 (□にチェックしてください。)		
	メーカー		型番	
	購入・発注予定事業者		購入・発注予定事業者住所	
	① 本体購入価格(税抜)			円
	② その他経費(税抜) ※			円
	③ 小計(補助対象経費)(①+②)			円
	④ 補助金交付予定額(③×1/2)(千円未満切捨て) 上限額 ・高効率空調機器: 12万円 ・地中熱利用空調機器: 20万円 ・高効率照明機器: 4万円 ・高効率給湯機器: 18万円			円
5 補助金の振込先				
金融機関名		支店名		
口座番号		預金の種類	☐ 普通 ☐ 当座	
本人口座名義	(カタカナで記入)			
6 添付書類				
提出の際は、添付書類を順番に並べて提出してください。				
(自己所有の場合)	(1) 誓約書兼同意書(別記様式第4号) (2) 補助対象経費の額が分かる書類(見積書等の写し) (3) 補助金の振込先の金融機関の通帳等の写し (4) 事前協議時から補助対象設備の内容に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類 (5) 事前協議時から補助対象設備の設置予定場所に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の設置を行う前の状況の写真 (6) その他市長が必要と認める書類			
(リースの場合)	(1) 誓約書兼同意書(申請者及び補助対象設備を設置する住宅等の所有者等の2通) (2) 補助対象経費の額が分かる書類(見積書等の写し) (3) 登記事項証明書(申請者が個人の場合は、本人の住民票) (4) リース計算書等(補助金額相当額がリース料金から控除されることを確認することができる書類) (5) 補助金の振込先の金融機関の通帳等の写し (6) 事前協議時から補助対象設備の内容に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類 (7) 事前協議時から補助対象設備の設置予定場所に変更が生じた場			

	合には、当該変更後の補助対象設備の設置を行う前の状況の写真 (8) その他市長が必要と認める書類
--	---

※その他経費：設備の購入費以外で地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年
３月３０日付け環政計発第２２０３３０３号）別表第１に定めるもの

【事業所等用（リースを含む。）】

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

（申請者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	
フリガナ 代表者職氏名	
電話番号	

補助金交付申請書

令和7年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 設置の区分	☐ 自己所有 ☐ リース （ ☐ にチェックしてください。）		
2 設備の設置場所	山形市		
（リースの場合）	設置する事業所等の所有者等（リース契約の相手方） 住所 氏名 電話番号		
3 設置（納品）予定 年月日	年 月 日		
4 設備の経費・補助 金の額	設備の種別	☐ 高効率空調機器 ☐ 地中熱利用空調機器 ☐ 高効率照明機器 ☐ 高効率給湯機器 （ ☐ にチェックしてください。）	
	メーカー		型番
	購入・発注予定事業者		購入・発注予定事業者住所
	① 本体購入価格（税抜）		円
	② その他経費（税抜） ※		円
	③ 小計（補助対象経費）（①+②）		円
	④ 補助金交付予定額（③×1／2）（千円未満切捨て） 上限50万円		円

5 補助金の振込先			
金融機関名		支店名	
口座番号		預金の種類	☐ 普通 ☐ 当座
本人口座名義	(カタカナで記入)		
6 添付書類		提出の際は、添付書類を順番に並べて提出してください。	
(自己所有の場合)		(1) 誓約書兼同意書（別記様式第4号） (2) 補助対象経費の額が分かる書類（見積書等の写し） (3) 登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票） (4) 補助金の振込先の金融機関の通帳等の写し (5) 事前協議時から補助対象設備の内容に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類 (6) 事前協議時から補助対象設備の設置予定場所に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の設置を行う前の状況の写真 (7) その他市長が必要と認める書類	
(リースの場合)		(1) 誓約書兼同意書（申請者及び補助対象設備を設置する事業所等の所有者等の2通） (2) 補助対象経費の額が分かる書類（見積書等の写し） (3) 登記事項証明書（申請者が個人の場合は、本人の住民票） (4) 補助対象設備を設置する事業所等を有する企業等の登記事項証明書（補助対象設備を設置する事業所等を有するものが個人の場合は、本人の住民票） (5) リース計算書等（補助金額相当額がリース料金から控除されることができる書類） (6) 補助金の振込先の金融機関の通帳等の写し (7) 事前協議時から補助対象設備の内容に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類 (8) 事前協議時から補助対象設備の設置予定場所に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象設備の設置を行う前の状況の写真 (9) その他市長が必要と認める書類	

※その他経費：設備の購入費以外で地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）別表第1に定めるもの

誓約書兼同意書

令和7年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金の申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

- 1 山形市内に住所を有する、又は令和7年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定による補助金の実績報告の時点までに山形市内に住所を有する予定です。
- 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）別紙2に定める事業の要件及び交付要件を遵守します。
- 3 山形市市税条例（昭和40年山形市条例第37号）第3条に規定する市税の滞納はありません。
- 4 補助対象事業について、国、県等からの他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がありません。
- 5 3について山形市が私の市税の納付状況について公簿等により確認することに同意します。

（宛先）山形市長

年 月 日

住 所

電話番号

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

誓約書兼同意書

令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金の申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

- 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 3 0 日付け環政計発第 2 2 0 3 3 0 3 号）別紙 2 に定める事業の要件及び交付要件を遵守します。
- 2 山形市市税条例（昭和 4 0 年山形市条例第 3 7 号）第 3 条に規定する市税の滞納はありません。
- 3 補助対象事業について、国、県等からの他の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がありません。
- 4 2 について山形市が私の市税の納付状況について公簿等により確認することに同意します。

（宛先）山形市長

年 月 日

住 所

電話番号

企業等名

フリガナ

役職・氏名

印

第 号
年 月 日

様

山形市長

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで交付申請のあった令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、山形市補助金等の適正化に関する規則第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則及び令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱を遵守してください。
 - (2) 補助対象設備の使用状況の報告を市から求められたときは、協力してください。
 - (3) 法定耐用年数期間を経過する前に補助対象設備を処分する場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書」を提出し、市長の承認を受けてください。

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

（申請者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	※事業者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※※事業者以外の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

事業計画変更等申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金について、下記のとおり事業計画の変更（事業の廃止）をしたいので、令和7年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の内容（変更等のある項目のみ記入してください。）

(1) 補助金の額の変更

変更項目	変更前	変更後
設備の予定価格（税抜）	円	円
その他経費※	円	円
補助対象経費計	円	円
補助金額	円	円
変更理由		

※設備の購入費以外で地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）別表第1に定めるもの

(2) 補助対象設備の変更

設備の種類	変更前			変更後		
	メーカー	型番	数量	メーカー	型番	数量

(3) 事業の廃止

廃止の理由	
-------	--

2 添付書類

市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

山形市長

事 業 計 画 変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった事業計画の変更について、その変更を承認するとともに下記のとおり交付決定額を変更することに決定しましたので、令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更項目	変更前	変更後
補助金交付決定額	円	円

第 号
年 月 日

様

山形市長

事 業 計 画 廃 止 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった事業の廃止について、下記のとおり承認をすることに決定しましたので、令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

補助金交付決定日	年 月 日
補助金交付決定番号	第 号
事業の廃止日	年 月 日

【住宅等用（リースを含む。）】

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

（報告者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	※リース事業者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※リース事業者以外の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

補助事業実績報告書

令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金に係る事業が完了しましたので、令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり事業の実績を報告します。

記

1 設置の区分	☐ 自己所有 ☐ リース （ ☐ にチェックしてください。）
2 設備の設置場所	山形市
（リースの場合）	設置した住宅等の所有者（リース契約の相手方） 住所 氏名 電話番号

3 設備の経費・補助金の額	設備の種別	☐ 高効率空調機器 ☐ 地中熱利用空調機器 ☐ 高効率照明機器 ☐ 高効率給湯機器 (□にチェックしてください。)	
	メーカー		型番
	購入・発注事業者		購入・発注事業者住所
	① 本体購入価格(税抜)		円
	② その他経費(税抜) ※		円
	③ 小計(補助対象経費)(①+②)		円
	④ 補助金交付額(③×1/2)(千円未満切捨て) 上限額 ・高効率空調機器: 12万円 ・地中熱利用空調機器: 20万円 ・高効率照明機器: 4万円 ・高効率給湯機器: 18万円		円
4 添付書類	提出の際は、添付書類を順番に並べて提出してください。		
(自己所有の場合)	(1) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類(領収書等の写し)(補助金交付申請時に添付した補助対象経費の額が分かる書類(見積書等の写し)の金額と異なる場合は、補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。) (2) 補助対象設備の設置を行った後の状況及びその製品ラベル等の写真(製品ラベル等の写真の提出が困難な場合は、製品の納品書等の製品名や品番を確認することができる書類の写しの提出をもって代えることができる。) (3) 交付申請時から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類(変更後の見積書等の写し)(補助対象事業の変更申請をしたものを除く。) (4) その他市長が必要と認める書類		
(リースの場合)	(1) リース契約書の写し(補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。) (2) 市内に所在する事業者から補助対象設備を購入し、かつ、市内に所在する事業者がその設置工事及び保守を行ったことを確認することができる書類 (3) 補助対象設備の設置を行った後の状況及びその製品ラベル等の写真(製品ラベル等の写真の提出が困難な場合は、製品の納品書等の製品名や品番を確認することができる書類の写しの提出をもって代えることができる。) (4) 交付申請時から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類(変更後の見積書等の写し)(補助対象事業の変更申請をしたものを除く。) (5) その他市長が必要と認める書類		

※その他経費：設備の購入費以外で地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年
３月３０日付け環政計発第２２０３３０３号）別表第１に定めるもの

【事業所等用（リースを含む。）】

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

（報告者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	
フリガナ 代表者職氏名	
電話番号	

補助事業実績報告書

令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金に係る事業が完了しましたので、令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり事業の実績を報告します。

記

1 設置の区分	☐ 自己所有 ☐ リース （ ☐ にチェックしてください。）
2 設備の設置場所 （リースの場合）	山形市 設置した事業所等の所有者等（リース契約の相手方） 住所 氏名 電話番号

3 設備の経費・補助金の額	設備の種別	☐ 高効率空調機器 ☐ 地中熱利用空調機器 ☐ 高効率照明機器 ☐ 高効率給湯機器 (□にチェックしてください。)	
	メーカー		型番
	購入・発注事業者		購入・発注事業者住所
	① 本体購入価格(税抜)		円
	② その他経費(税抜) ※		円
	③ 小計(補助対象経費)(①+②)		円
	④ 補助金交付額(③×1/2)(千円未満切捨て) 上限額 50万円		円
4 添付書類	提出の際は、添付書類を順番に並べて提出してください。		
(自己所有の場合)	(1) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類(領収書等の写し)(補助金交付申請時に添付した補助対象経費の額が分かる書類(見積書等の写し)の金額と異なる場合は、補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。) (2) 補助対象設備の設置を行った後の状況及びその製品ラベル等の写真(製品ラベル等の写真の提出が困難な場合は、製品の納品書等の製品名や品番を確認することができる書類の写しの提出をもって代えることができる。) (3) 交付申請時から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類(変更後の見積書等の写し)(補助対象事業の変更申請をしたものを除く。) (4) その他市長が必要と認める書類		
(リースの場合)	(1) リース契約書の写し(補助対象経費の額が分かる書類を添付すること。) (2) 市内に所在する事業者から補助対象設備を購入し、かつ、市内に所在する事業者がその設置工事及び保守を行ったことを確認することができる書類 (3) 補助対象設備の設置を行った後の状況及びその製品ラベル等の写真(製品ラベル等の写真の提出が困難な場合は、製品の納品書等の製品名や品番を確認することができる書類の写しの提出をもって代えることができる。) (4) 交付申請時から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類(変更後の見積書等の写し)(補助対象事業の変更申請をしたものを除く。) (5) その他市長が必要と認める書類		

※その他経費：設備の購入費以外で地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）別表第1に定めるもの

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のありましたみだしの補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、山形市補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により通知します。

補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

確定補助金額 円

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

（申請者）

郵便番号	〒
所在地	
企業等（法人）名	※事業者の場合のみ記入
フリガナ 代表者職氏名	※事業者以外の場合は氏名（フリガナ）のみ記入
電話番号	

財 産 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった令和 7 年度山形市省エネ高効率設備導入事業費補助金に係る事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第 1 8 条の規定により申請します。

記

- 1 処分の方法 ☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸与 ☐ 担保 ☐ 廃棄
☐ その他（ ）

※該当する項目にチェックしてください。

- 2 処分の時期 年 月 日（から 年 月 日まで）

- 3 処分の理由

- 4 処分財産の状況

設備の種類	形式	数量	備考